

大阪市告示第1657号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年12月2日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和6年12月9日（月）	
	令和6年12月16日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年12月2日（月）	午前6時15分から
	令和6年12月9日（月）	午後10時30分まで
	令和6年12月16日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年12月23日（月）	午前6時15分から 午後10時30分まで
	令和6年12月30日（月）	午前6時30分から 午後8時45分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年12月1日（日）	午前8時30分から 午後9時まで

	令和 6 年12月 7 日（土）から 同月 8 日（日）まで	
	令和 6 年12月14日（土）から 同月15日（日）まで	
	令和 6 年12月21日（土）から 同月22日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 6 年12月 1 日（日）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで
	令和 6 年12月 3 日（火）から 同月 6 日（金）まで	
	令和 6 年12月 7 日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年12月 8 日（日）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで
	令和 6 年12月10日（火）	
	令和 6 年12月11日（水）から 同月14日（土）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年12月15日（日）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで
	令和 6 年12月17日（火）から 同月19日（木）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年12月20日（金）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで

	令和 6 年12月21日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年12月22日（日）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで
	令和 6 年12月24日（火）から 同月27日（金）まで	
	令和 6 年12月28日（土）	午前 6 時30分から 午後10時30分まで
	令和 6 年12月29日（日）	午前 6 時30分から 午後 8 時45分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）